

平成28年9月

中札内村議会定例会会議録

平成28年9月7日（水曜日）

◎出席議員（8名）

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 北嶋信昭君 | 2番 | 森田匡彦君 |
| 3番 | 黒田和弘君 | 4番 | 中西千尋君 |
| 5番 | 男澤秋子君 | 6番 | 宮部修一君 |
| 7番 | 中井康雄君 | 8番 | 高橋和雄君 |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

|         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 中札内村長   | 田村光義君 | 教育長    | 上松丈夫君 |
| 農業委員会会長 | 道見文夫君 | 代表監査委員 | 木村誠君  |

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

|        |       |       |         |
|--------|-------|-------|---------|
| 副村長    | 火山敏光君 | 総務課長  | 阿部雅行君   |
| 住民課長   | 山崎恵司君 | 福祉課長  | 高島啓至君   |
| 産業課長   | 成沢雄治君 | 施設課長  | 火山副村長兼務 |
| 総務課長補佐 | 尾野悟里君 | 住民課参事 | 坂村暢一君   |

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑 浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 菊地 彩君

## ◎議事日程

|        |           |   |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1  |           | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2  |           | 議会運営委員会の報告  |
| 日程第 3  |           | 会期の決定   |
| 日程第 4  |           | 諸般の報告   |
| 日程第 5  |           | 委員の派遣   |
| 日程第 6  |           | 議員の派遣   |
| 日程第 7  |           | 行政執行状況報告  |
| 日程第 8  | 意見書案第 3 号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書<br>義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、子どもの |
| 日程第 9  | 請願第 1 号   | 貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた請願                |
| 日程第 10 | 請願第 2 号   | 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める請願                  |
| 日程第 11 | 報告第 3 号   | 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について  |
| 日程第 12 | 報告第 4 号   | 平成 27 年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について                                    |
| 日程第 13 | 報告第 5 号   | 継続費の継続年度終了による精算について   |
| 日程第 14 | 議案第 54 号  | 中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 15 | 議案第 55 号  | 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 16 | 議案第 56 号  | 中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 17 | 議案第 57 号  | 中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 18 | 議案第 58 号  | 中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 19 | 議案第 59 号  | 平成 28 年度中札内村一般会計補正予算について  |
| 日程第 20 | 議案第 60 号  | 平成 28 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について  |
| 日程第 21 | 議案第 61 号  | 平成 28 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について  |
| 日程第 22 | 議案第 62 号  | 平成 28 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について  |
| 日程第 23 | 認定第 1 号   | 平成 27 年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第 24 | 認定第 2 号   | 平成 27 年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について                                    |

|         |         |                                       |
|---------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 2 5 | 認定第 3 号 | 平成 2 7 年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第 2 6 | 認定第 4 号 | 平成 2 7 年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第 2 7 | 認定第 5 号 | 平成 2 7 年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第 2 8 | 認定第 6 号 | 平成 2 7 年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第 2 9 | 認定第 7 号 | 平成 2 7 年度南十勝消防事務組合一般会計決算（打切り決算）認定について |

## ◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年9月中札内村議会定例会を開会したいと思います。

それでは、ただちに本日の会議を開きたいと思います。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番北嶋議員と7番中井議員を指名いたします。

## ◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

中井議会運営委員会委員長、お願いをいたします。

（中井康雄議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（中井康雄君） 平成28年度中札内村議会9月定例会について、8月31日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いましたので、内容をご報告いたします。

今定例会への村長提案は、報告が3件、議案が9件、承認が7件であり、報告は損害賠償額の決定についての専決処分と平成27年度健全化判断比率と資金不足比率の報告についてであり、議案については、条例の一部改正が5件、一般会計及び特別会計の補正予算が4件、平成27年度決算に係る認定が7件となっており、そのほか、行政執行状況報告がなされます。

また、議会提案等では、諸般の報告、委員の派遣と議員の派遣についてであり、意見書・請願等につきましては意見書が1件、請願が2件、陳情等3件が提出されており、請願2件については所管の産業文教常任委員会に付託を予定し、陳情等については資料配布といたしました。

会期につきましては、本日から16日までの10日間であります。

常任委員会付託案件報告と産業文教常任委員会による所管事務調査の作況調査の報告は、16日に予定をし、一般質問は、2名から4問の通告がありました。これにつきましても16日最終日に行う予定でありますので、質の高い政策論議となりますよう、お願いいたします。

以上、協議内容について、ご報告いたします。

○議長（高橋和雄君） 報告が終わりました。

### ◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から9月16日までの10日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの10日間に決定をいたしました。

### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

6月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、ご了解をお願いしたいと思います。

### ◎日程第5 委員の派遣について

○議長（高橋和雄君） 日程第5、委員の派遣についてを議題にいたします。

局長より説明をお願いします。

○議会事務局長（大和田貢一君） それでは、委員の派遣について、ご説明いたします。

赤ナンバー3番と4番が委員派遣承認要求書でございます。

まず、赤ナンバー3番、委員派遣承認要求書ですが、総務厚生常任委員会による視察調査派遣で、会議規則第74条の規定により、総務厚生常任委員長から議長に要求があったものです。

調査の事項は2件あり、1件目は、認定こども園運営に係る視察調査で、期日は平成28年10月4日（火）、場所は、上士幌町、認定こども園ほろんと、足寄町、認定こども園どんぐりで、目的は、認定こども園に移管してからの運営実績のある先進地視察を行うものです。

派遣委員は、男澤委員長ほか4名の全委員であります。

次に、2件目ですが、空き家バンクの取組みに係る視察調査で、期日は、平成28年11月24日（木）、場所は、更別村と広尾町で、目的は、空き家、空き地の活用を目的とした要綱を制定し、取組んでいる近隣町村の現状について視察調査を行なうものです。

派遣委員は、男澤委員長ほか4名の全委員であります。

次に、赤ナンバー4番の、委員派遣承認要求書ですが、産業文教常任委員会による視察調査派遣で、会議規則第74条の規定により、産業文教常任委員長から議長に要求があったものです。

調査の事項は2件あり、1件目は、移住・定住の推進に係る視察調査で、期日は平成28年9月30日（金）、場所は、上川郡東川町で、目的は、移住・定住対策の取組みの成功事例の先進地視察を行うものです。

派遣委員は、北嶋委員長ほか4名の全委員であります。

次に、2件目ですが、日本で最も美しい村連合加盟に係る先進地調査で、期日は、1件目と同日の、平成28年9月30日（金）、場所は、上川郡美瑛町で、発祥の地での先進的取組みの視察調査を行うものです。

派遣委員は、北嶋委員長ほか4名の全委員であります。

以上で、両委員会の委員派遣承認要求書の説明といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

委員の派遣については、会議規則第74条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、委員の派遣については、派遣承認要求書のとおり派遣承認することに決定をいたしました。

## ◎日程第6 議員の派遣について

**○議長（高橋和雄君）** 日程第6、同じく議員の派遣についてを議題にいたします。

局長より説明をお願いします。

**○議会事務局長（大和田貢一君）** それでは、議員の派遣についてご説明いたします。

赤ナンバー5番が、議員派遣の件でございます。

本案件は、地方自治法第100条第13項及び、会議規則第129条の規定により、議員の派遣を提案するものです。

派遣案件は、道外視察調査で、目的は、道外先進地自治体の行政推進状況調査及び友好都市との交流状況調査で、派遣場所は、長野県野沢温泉村と埼玉県川越市であります。

本村と同規模の人口である野沢温泉村では、コミュニティ・スクール導入以前から取組まれている、保小中一貫教育の野沢温泉学園を視察するもので、川越市では、川越産業フェスタでの本村の参加に合流し、視察を行うとともに、川越市議会と友好都市交流の現状と今後の展望について意見交換を行なうものです。

派遣期間は、平成28年11月17日（木）から11月19日（土）までの3日間で、派遣議員は全議員8名で、事務局職員1名の随行を予定します。

派遣に係る経費は、96万円を見込んでおります。

以上で、議員派遣の件の説明といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、承認することに決定をいたしました。

## ◎日程第7 村政執行状況報告

**○議長（高橋和雄君）** 日程第7、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許したいと思います。

はじめに、田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

**○村長（田村光義君）** 定例会の開会に当たり、6月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、8月17日から次々に北海道に上陸した台風の影響により、本村においても断続的に激しい雨や風に見舞われ、公共施設の損壊や農林業被災、停電など全村的に被害を受けました。

対応については、第一非常配備体制をとり、関係職員で状況調査・警戒などにあたるとともに、被害への対応や復旧作業に努めてまいりました。

被害の復旧については、各所管課において既存の予算で対応するとともに、今回の補正予算に計上しております。

また、台風10号の接近に伴い、30日から31日にかけて記録的な大雨となり、札内川が氾濫の恐れがあるとして、災害対策本部を設置して帯広開発建設部と自衛隊の協力を得ながら情報収集にあたっております。

その後、31日未明に札内川の水位が氾濫危険水位を超え、高水敷に流入したことにより、元札内・常盤の河川沿いの地域に避難指示を1時30分に発令しました。

深夜のこともあり、職員が戸別訪問により説明を行い、避難をいただきました。

避難所は上札内交流館、文化創造センターの2カ所を開設し、90名の方に避難をいただきました。

避難指示の解除は、明け方からダムへの流入量及びダムからの放流量がともに減少したことから、6時37分に解除いたしました。

今回の台風10号の被害は、札内川左岸西新札内築堤の一部決壊、強風による森林被害や冠水による農業被害、大雨による道路や橋梁への被害、札内川園地バンガローの流失などの被害がありました。

被害が多岐に広がっていることから、今後正確な被害状況を把握しつつ、北海道などと対策協議を行いながら対応を進めるとともに、必要な予算は補正予算により対応してまいります。

なお、北海道は、河川の氾濫など大きな被害が出たことから、8月31日、十勝全市町村を災害救助法の適用地域に指定しております。

次に、村表彰条例に基づく表彰については、嶋村正二氏に社会功労表彰を、杉江茂氏に教育功労表彰を行っております。

非核平和の取組みについてですが、8月1日から19日まで文化創造センターにおいて、広島平和記念資料館の協力のもとヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスター展を開催し、期間中の6日に平和を願う読み聞かせを図書館内で開催しております。

選挙年齢が18歳に引き下げられて行われた第24回参議院議員通常選挙の本村の18歳と19歳の投票率は42.5%でした。

これは北海道選挙管理委員会が道内4投票区を抽出して行った調査に、本村の第1投票

区が抽出され、第2投票区も合わせて投票率を出したものです。

村の全体の投票率は72.05%で、29.55ポイント下回っております。

18歳、19歳の投票率42.5%は、道内の投票率42.47%とほぼ同様でしたが、全国の投票率54.7%と比較すると低く、啓発資料の個別送付を行い、投票率の向上を目指しましたが、下回った結果となりました。

次に企画財政グループについてですが、普通交付税は、7月に算定事務を終え、当初予算額に対し、1億5,684万2,000円増の17億4,087万4,000円となり、前年度交付税決定額との比較では、0.1%、250万5,000円の減額となっております。

また、臨時財政対策債は、当初予算額に対し、1,398万2,000円減の1億1,201万8,000円を限度に決定される見込みで、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた前年度交付税決定額との比較では、4,136万9,000円、2.23%の減額となっております。

本村の普通交付税の減額要因としては、リーマンショック後の景気対策として、地方の税収不足を補うために導入された別枠加算の廃止によるものが主な要因であります。

総合行政推進委員会は、8月25日に開催し、新たな国の経済対策として創設された地方創生推進交付金事業の取組みに向け、中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しを行っております。

コミュニティバスについてですが、広報9月号で紹介したように、車体のデザインを中学校総合文化部に依頼した中で、花柄模様で虹を形どったものを採用し、愛称を公募した結果、くるくる号としました。

運行路線などについては、各老人クラブや今後車を利用しない高齢者などと意見交換しながら決定してきております。

日本で最も美しい村連合の加盟についてですが、6月27日、28日の2日間、連合の2名の資格委員による審査が行われ、現地視察やヒアリングを受けました。

日程の最後に2名の資格委員から講評を受け、農村景観の良さを行政と住民が一体となって進めていることが感じられるなど高い評価をいただいております。

中札内花咲くコンサートは、帯広市・民間企業と連携した中で実行委員会を組織して、8月12日に開催いたしました。

滞在型観光が重視され、大きなイベントが相次いで実施されるこの時期に、道内外から多くの方が来場し、十勝を元気にするイベントが中札内村を含めて実施されたことは、新たな交流人口の拡大につながってきていると思われ、数年は継続してまいりたいと考えております。

ご尽力いただいた実行委員長杉江茂様をはじめ、実行委員の皆さまに感謝とお礼を申し上げます。

札内川ダムタイムカプセル開封式は、8月13日に作品を埋めた卒業生32人が出席して行われ、平成8年、札内川ダムの打設完成式に、当時の中札内小・上札内小の児童263人が、20年後の未来に向けた夢などを書いて埋設した作文や絵を掘り出しております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、児童医療関係では、これまで乳幼児1,663件、小学生123件、中学生37件で約440万円の医療費を助成しております。

医療関係で、帯広厚生病院に対する運営補助についてですが、本補助金は、これまで救

命救急センター、周産期、小児救急、小児医療、精神病床の不採算5部門に対して帯広市及び18町村で補助していましたが、その補助額は全額特別交付税により措置されてきました。

しかし、平成28年度より制度が改正され、精神病床部門への補助は北海道が担うことになり、これまで全額措置されていた特別交付税は2割の自己負担を伴うこととされたことから、これまで、帯広市と十勝町村会が北海道厚生連との間で制度改正に伴う協議を続け、このほど平成28年度の補助要綱がまとまったところであります。

本村の制度改正に伴う自己負担影響額は、現在のところ50万円ほどとなっており、精神病床部門を補助対象外とすることによる補助額の減額については、本定例会に補正予算として提案しております。

補助事業として実施する中札内村立診療所の自動消火設備設置工事については、8月中旬に国の補助内示を受けましたので、早期に着手してまいります。

なお、本事業の補助金が国から道を経由して交付される間接補助となっておりますので、国庫支出金を道支出金に組み替えるため補正予算に計上しております。

有害鳥獣関係では、昨年同様、猟友会帯広支部中札内部会の会員の方々を鳥獣被害対策実施隊員として任命させていただき、それぞれ有害鳥獣の駆除に取り組んでいただいているところです。

7月末現在の捕獲・駆除状況は、エゾシカ115頭、キツネ175頭、カラス328羽、ドバト565羽となっています。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、前年度の繰越明許費により、65歳以上の低所得者を対象に実施した年金生活者等支援臨時福祉給付金は、6月末まで申請受付を行い、支給対象となる344世帯、413名に対して総額1,239万円を給付しております。

10月の福祉バス廃止に伴い導入する10人乗福祉車両は、購入額356万4,000円で7月29日に納車されましたので、今後、福祉関係団体等による有効活用を図ってまいります。

今年度開始する認知症初期集中支援事業のうち、普及啓発事業として、認知症を理解する講演会を8月23日に開催し、村内の団体や介護関係者、一般村民など多くの方に参加いただき、認知症の方の接し方や理解を深める機会となりました。

次に、保健グループについてですが、保健師と管理栄養士が直接行政区に出向きお話をし、げんき講座宅配便は、現在まで3行政区から依頼があり、2行政区に対して住民の健康状況や生活習慣改善による疾病予防などをテーマに講座を開催しております。

対がん協会による巡回健診の結果説明会を7月に実施し、対象者90人全ての方に対して、保健師と管理栄養士が個別に面談を行い、健診結果と生活習慣病予防のための工夫について説明を行っております。

更に、その中で栄養指導の必要性がある方を抽出し、個別面談による指導を8月に実施しております。

日々の暮らしの中で栄養バランスを整え、生活習慣病を予防する目的で進める七色献立プロジェクトですが、道内で活躍される野菜ソムリエを講師に迎え、七色野菜料理講習会を8月23日に開催しました。

当日は、農協青年部のご協力により、講習会で使用する野菜の提供のほか、野菜づくりミニ講話を合わせて実施いただき、35名の村民が参加されています。

次に、保育園についてですが、中札内きらきら保育園の認定こども園への移行準備として、管内2カ所の認定子ども園を6月に視察見学し、経過や移行までの手順、料金や時間を含めた保育内容とカリキュラムなどの確認を行ってまいりました。

現在、内部における調整段階ではありますが、本村独自の保育目標や保育課程などの詳細を確定し、移行にあたって道との協議や保護者等への説明などを順次進めてまいります。

保育料算定における未婚ひとり親のみなし寡婦（夫）控除の適用ですが、村の単独施策として、該当される世帯からの申請に基づき適用することで、保育所条例の一部改正を本定例会に提案しております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農作物の状況は、6月・7月の低温、日照不足による生育の遅れ、小麦は、天候不順による影響が大きく収穫も例年より遅れ、収量は予想以上の減少となりました。

8月17日からの台風により、スイートコーンの7割程度・デントコーンの3割程度が倒伏被害を受けたほか、冠水等の被害により、今後の収量に大きな影響を与える状況にあります。

なお、被害状況につきましては、昨日、関係機関との調査がまとまり、畑作物においては、豆類177ヘクタール、馬鈴薯296ヘクタール、てん菜335ヘクタール、枝豆ほか野菜類153ヘクタールで合計961ヘクタール、畜産においては、飼料作物では牧草10ヘクタール、家畜ではブロイラー75,000羽の被害となっております。

畜産関係では、牛サルモネラ予防接種事業が8月末現在1,871頭のワクチン接種を終了しています。

林業関係では、村有林整備工事として、下刈り17.56ヘクタール、特殊地拵1.79ヘクタールの発注を行っております。

なお、台風の影響により、防風保安林のカラマツ・ストロブなどに風倒被害を受けております。

今回の台風では、東からの強風が吹いたことによる、畑地への倒木、枝の散乱により、農業者の皆さまに大変ご迷惑をおかけしたところでありますが、農作業に支障がないよう、処理に当たってはおおむね終了しているところであります。

観光関係では、7月3日第45回ピョウタンの滝やまべ放流祭を開催し、約2,000人が訪れ、やまべ・ニジマスのつかみ取りは子供たちに大変人気であり、その他イベントも楽しんでいただきました。

札内川園地で観光協会の新たな取組みとして、今年度から営業を廃止しましたレストランを利用し、フードイベントを7月に4回開催しております。

実行委員会主催により実施しております花フェスタは、前年までのイベントを変更し、第1回道の駅ガーデンとして、7月20日から31日まで開催し、約1,200人の入込となりました。

村民参加による、ハンギングバスケット及び寄せ植え講習会に37名の参加をいただき、多くの花を飾ることができました。

ご支援ご協力いただいた方々に感謝を申し上げます。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

土地改良事業関係では、道営事業の新規地区採択に向けて、事業者との調整や関係受益者の要望聞き取りなどを行い、事業採択のための事前協議を進めております。

また、8月3日には、国営札内川土地改良事業(国営施設応急対策)計画に対する専門技

術者現地調査検討会が開催され、専門技術者による調査報告書がまとめられ、国営施設応急対策事業の必要性が反映されております。

道路維持関係では、村道の草刈り作業及び支障木枝切りなどのほか、定期巡回点検を行いながら随時補修などを実施し、良好な道路環境維持に努めております。

8月17日夕刻から夜間にかけて、台風7号による風倒が村内各所で発生し、幹線村道などで一時通行障害となりましたが、企業体の協力をいただき、早期に復旧しております。

続いて、台風10号による被害についてですが、広域農道戸蔭大橋の帯広市側市道が流失し、橋脚の安全点検も要する状況から、通行止めが長期に及ぶものと見込んでおります。

また、サラベツ川では増水の影響で、橋脚法面などの一部流失が発生しており、農作業を優先確保するよう応急対策を講じてまいります。

風雨による倒木、道路の損傷などは随時補修を行っておりますが、一部大規模な路肩流失もありますので、安全性を確保するため通行止めを行っております。

公園関係では、中央公園、上札内パークゴルフ場において、前述の台風被害が発生しておりますので、使用に支障が生じないよう倒木処理などを行っております。

これらの予算は、既存予算で対応し、最終調整を行ってまいります。

定住対策では、中札内スタイル住宅建設奨励対象として5件、移住促進奨励対象として1件を認定するとともに、民間賃貸住宅家賃助成では、新たに29件の認定を行っております。

村営住宅関係では、公営住宅法施行令の一部を改正する法律が10月1日から施行され、施行日以後新たに村営住宅に入居する者の家賃は、公営住宅入居者の収入の算定上、非婚の母又は父についても、寡婦控除又は寡夫控除の対象とすることと改正されました。

施行令改正では、現在村営住宅に入居する者の家賃算定は、平成29年3月31日までは、なお従前の例によるものとする旨の経過措置が定められておりますが、現在入居する者の家賃についても、特例措置として本年10月1日からとして運用するための改正条例を議案として提案しております。

主な工事の実施状況であります。滝見橋撤去工事、中札内浄化センター電気設備更新工事、中島浄水場塩素計・水位計取替工事、堆肥処理施設乾燥施設レール修繕工事、上札内地域振興住宅ストック改善工事などを発注しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、上松教育長からお願いをいたします。

（上松丈夫教育長登壇）

**○教育長（上松丈夫君）** 定例会の開会にあたり、6月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

学校教育の状況であります。研修事業は、7月28日に、中札内村・更別村教育委員会連携研修講座を両村教育研究所が主体となって、北海道教育研究所の平山道大研究研修主事を招いて、アクティブ・ラーニングをテーマに開催。同日、村教育研究所主催による小中高連携講座では、北海道教育庁学校支援主任アドバイザーの石垣則昭氏を講師に、不登校対応の実際と保護者と信頼関係を築く関わりをテーマに開催しました。

8月1日には、教育委員会・共育の日実行委員会主催で、文部科学省の地域とともにある学校づくりの推進に向けたコミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）の派遣事業により、北海道大学教務部長で文部科学省コミュニティ・スクール推進員の出口寿久氏を講師に迎え、地域協働型の学校づくりをテーマに開催。

8月4日には、新任教職員を対象にした教職員研修会を実施しております。

8月30日から31日にかけての台風10号の影響で、大雨による道路通行規制と強風による倒木のため、スクールバス路線の数か所が通行止めや通行不能となったため、31日、村内小中学校全校を臨時休校としました。

社会教育活動では、ジュニアアウトドアスクールは8月7日、8日の1泊2日で、小学3・4年生30人と高校生ボランティア5人が参加して、道立足寄少年自然の家ネイパル足寄を拠点に体験研修を行いました。

中札内村・南砺市交流事業では、7月26日から30日までの5日間の日程で、南砺市福野小学校5・6年生17人を迎え入れ、中札内・上札内小学校5・6年生20人と自然体験事業等を通じて交流を深めました。

川越市少年の翼は、8月22日から3日間の滞在予定でしたが、台風9号の影響で飛行機が欠航になり、たいへん残念でしたが来村することができず、期間を短縮して24日から26日まで、日高町、千歳市などでの体験活動となりました。

更別村との連携事業は、舞台芸術鑑賞事業で、8月29日から9月7日に更別村青少年劇場、中札内村学校教育振興会主催で、小学生、中学生、中札内高等養護学校生徒、幼稚園・保育園児を対象に両村の児童生徒が文化創造センターにおいて、演劇、音楽、人形劇を鑑賞しております。

日本クラブユースサッカー選手権（U-15）が帯広市と中札内交流の杜を会場として開催され、交流の杜では、8月15日から20日までの期間、無事に全大会日程が終了しております。

大会期間中は、交流の杜宿泊施設に審判団が滞在されました。

また、観光協会や村民有志の協力により、総合案内所や飲み物、そば・うどん、観光グッズの販売コーナー、パンフレットの設置、レンタサイクルサービスを行ったほか、観光協会提供により参加48チームの全選手にえだ豆のパックを贈呈し、本村の魅力を全国に発信する取り組みを行っております。

体育関係事業では、7月10日に村民スポーツ大会ソフトボール大会を、8月28日にパークゴルフ大会を、9月4日にゲートボール大会を終えております。

交流の杜の休館日の変更についてですが、現行は村民体育館と同じ月曜日で、屋内体育施設の利用が制限されているため、平成29年1月から、比較的利用者の少ない水曜日に変更し、利便性の向上と3連休になることが多い月曜日を開館することにより利用者の増加を図ろうとするものです。

以上、主要事項について申し上げ報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

## ◎日程第8 意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（高橋和雄君） 次に、日程第8、意見書案第3号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号については、提案理由の説明を省略することにいたしました。

意見書案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第3号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

意見書案第3号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 請願第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧

困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた請願

◎日程第10 請願第2号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める請願

○議長(高橋和雄君) この際、日程第9、請願第1号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた請願、日程第10、請願第2号、道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める請願の2件を一括して議題にいたします。

ただいま議題となっています請願については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の産業文教常任委員会に付託をいたします。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し、報告をお願いいたします。

◎日程第11 報告第3号 損害賠償額の決定についての専決処分報告について

○議長(高橋和雄君) 次に、日程第11、報告第3号、損害賠償額の決定についての専決処分報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任による専

決処分の報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

**○村長（田村光義君）** 損害賠償額の決定についての専決処分についてご説明申し上げます。

平成28年3月11日、中札内きらきら保育園遊戯室において、当該園児と友だちが遊んでいる中、座った状態から右肩より転倒した際に事故が発生、負傷させたもので、心よりお詫び申し上げる次第であります。

この度、本件に係る治療が終了し完治されたことにより、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償額を決定し、加入している賠償責任保険から全額を賠償したものであります。

議会の委任による専決処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

この損害賠償額の決定についての専決処分の報告については、報告済みといたします。

## ◎日程第12 報告第4号 平成27年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率報告について

**○議長（高橋和雄君）** 次に、日程第12、報告第4号、平成27年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率報告についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いします。

(田村光義村長登壇)

**○村長（田村光義君）** 平成27年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率報告についてご説明申し上げます。

財政健全化判断比率及び資金不足比率ですが、平成27年度の中札内村健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、別冊の監査委員の審査意見を付してご報告するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を、阿部総務課長お願いします。

**○総務課長（阿部雅行君）** 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー5番、議案書3ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、四つの指標を定め、監査委員の審査に付した上で議会報告し、公表しなければならないとされております。

まず、1番目の健全化判断比率でございますが、①の実質赤字比率は、一般会計を対象とした指標。

②の連結実質赤字比率は、全会計を対象とした指標で、本村では、実質収支が黒字でありますので表示されておられません。

また、④の将来負担比率は、出資法人などを含め、将来負担すべき実質的な負担に対し

て、標準財政規模を基本とした額との比率で、①、②と同様に黒字であることから、表示されません。

③の実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標で、5.0となっております。

この比率について、本村における早期健全化基準は25.0ですので、指標から見た本村の財政状況は良好と言えます。

次に、2点目の資金不足比率ですが、これは公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率で、簡易水道、公共下水道会計ともに資金に不足を生じておりませんので、表示されていません。

表の右側の早期健全化基準、経営健全化基準に数値は、自主的に財政の健全化を図るべき基準の数値です。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

この平成27年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率報告については、報告済みといたします。

監査委員の報告は、黒ナンバー6番が意見書でございます。

### ◎日程第13 報告第5号 継続費の継続年度終了による精算について

**○議長（高橋和雄君）** 次に、日程第13、報告第5号、継続費の継続年度終了による精算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いいたします。

（田村光義村長登壇）

**○村長（田村光義君）** 継続費の継続年度終了による精算について、ご説明申し上げます。

継続年度が終了しました中札内中学校改修事業について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、調整した継続費清算書について報告するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明、阿部総務課長お願いします。

**○総務課長（阿部雅行君）** 補足説明を申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

10款教育費、4項中学校費、中札内中学校改修事業で、平成25年度から平成27年度までの3カ年の継続事業です。

平成25年度は、年割額が4億2,819万円で、その財源は、国・道支出金が6,728万1,000円、地方債が1億3,180万円、その他は公共施設等整備基金で1億8,000万円、一般財源が4,910万9,000円となっております、これを全額平成26年度に繰越し越したところでございます。

平成26年度におきましては、建設費高騰による不足額の追加及び平成27年度に予定していた事業の前倒しにより、年割額は1億1,456万2,000円で、その財源は、国・道支出金が1,756万円、地方債が3,510万円、その他は、公共施設等整備基金で6,100万円、一般財源が90万2,000円となっております。

これに対しまして、実質支出済額は、25年度の繰越額と合わせて4億6,114万8,

000円で、財源内訳は、国・道支出金が8,086万9,000円、地方債が1億3,180万円、その他の基金が2億4,100万円、一般財源が747万9,000円となり、平成25年度及び平成26年度の年割額と、平成26年度支出済額の差、8,160万4,000円を平成27年度へ逡次繰り越したところでございます。

平成27年度につきましては、年割額が1,593万2,000円で、その財源は、国・道支出金482万2,000円、地方債が720万円、その他、公共施設等整備基金300万円、一般財源91万円となっており、支出済額は、繰越額の8,160万4,000円を合わせた9,753万6,000円を支出したところでございます。

その財源内訳は、国・道支出金が1,880万6,000円、地方債が3,570万円、その他、公共施設等整備基金が300万円、一般財源が4,003万円となったところでございます。

年割額3カ年の合計は、5億5,868万4,000円で、その財源内訳は、国・道支出金が8,966万3,000円、地方債が1億7,410万円、その他公共施設等整備基金が2億4,400万円、一般財源が5,092万1,000円でございます。

これに対しまして、支出済額の3カ年の合計は同額ですが、財源内訳は、国・道支出金が9,967万5,000円、地方債が1億6,750万円、その他が2億4,400万円、一般財源が4,750万9,000円でございます。

下の比較の欄ですが、国・道支出金の増額は、補助対象面積の増と補助単価アップによるものです。

地方債は、起債対象額の減額により、計画よりも減額となっております。

また、公共施設等整備基金からの繰り入れは、計画と同額の繰り入れを行っております。

なお、一般財源につきましては、国庫支出金の増額などにより、計画よりも減額しております。

比較の表の数値は、計画から実績を引いておりますので、増減表記が逆になっております。

以上で継続費精算報告を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

この継続費の継続年度終了による精算については、報告済みとさせていただきます。

10分まで休憩をしたいと思います。

よろしく願いをいたします。

11時10分から開催させていただきます。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

**○議長（高橋和雄君）** それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

議会運営委員会の報告書の配布を忘れていたそうでございます。

それぞれ渡っていると思っております。

#### **◎日程第14 議案第54号 中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（高橋和雄君）** 日程第14、議案第54号、中札内村税条例等の一部を改正する

条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いいたします。

(田村光義村長登壇)

**○村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から、地方創生の推進に向けた税源の偏在性を是正するための法人住民税の法人税割の税率引き下げ、軽自動車税における環境性能割の導入など、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を、山崎住民課長、お願いします。

**○住民課長（山崎恵司君）** それでは補足して説明させていただきます。

黒ナンバー11番、議案関係資料1ページをお開きください。

村税条例等の一部を改正する条例の改正概要により、説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正及び所得税法等の一部改正に伴い、村税条例の一部改正及び平成26年、27年に改正された一部改正条例の一部改正を行おうとするものであります。

まず、第1条改正で、村税条例の一部改正関係ですが、1点目として、法人住民税の税率の引き下げですが、消費税率10%への引き上げ段階において、地域間の税源の偏在性を是正と財政力格差の縮小を図るため、この法人税割の税率の引き下げに合わせて、国税である地方法人税の税率の引き上げを行い、その国税の増収分を交付税の原資として地方に交付するものであります。

本村の法人住民税の税率は、現行12.1%となっていますが、これを8.4%に引き下げ、国税の地方法人税は4.4%から10.3%へ引き上げられることとなります。

国税分の引き上げ幅は5.9%で、法人住民税の引き下げ幅が3.7%ですが、資料には記載しておりませんが、道民税分が2.2%引き下げられることになっておりますので、引き上げ、引き下げ幅は同じとなります。

次に、施行日は、平成29年4月1日となっており、この施行日以降に開始する事業年度分及び連結事業年度分の法人の村民税について適用することとなっております。

なお、消費税率10%引き上げについては、当初、来年4月1日からとなっておりますが、2年半先送りとなっております。

そのため、今回のこの改正についても、同様に先送りとなる可能性が出ておりますが、地方税法などの関係法令については、すでに公布済みとなっておりますので、国の通知と併せて改正しようとするものであります。

また、この後説明いたします軽自動車税関係の改正につきましても同様の取扱いとしております。

次に、2点目として、個人住民税における特定一般用薬品等購入費の医療費控除の特例の創設ですが、これまでも治療費や医療用医薬品の購入費については、10万円を超える部分について、医療費控除の対象となっておりましたが、医療用から転用された医薬品であるスイッチOTC薬については、選択により、本特例の医療費控除の対象とする改正とな

っております。

個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、このスイッチOTC薬の購入費用を年間1万2,000円を超えて支払った場合には、10万円を限度として、その超えた額を所得控除するもので、平成30年度から34年度分の個人住民税から適用となります。

また、現行の医療費控除との重複適用はできないこととしております。

なお、施行日は、平成30年1月1日としております。

次に、2ページをお開きください。

3点目として、特例適用利子及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例の創設についてですが、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、その中で、外国居住者等に係る特例適用利子及び配当等の額に係る所得について、分離課税することとする課税の特例を設けるものです。

なお、この改正の施行日は、平成29年1月1日となっております。

次に、4点目として、軽自動車税における環境性能割の導入についてですが、これは消費税10%段階において、道税の自動車取得税を廃止し、三輪以上の軽自動車の燃費基準達成度等に応じて税率を決定する新たな市町村税である環境性能割を導入するもので、併せて、現行の自動車税を種別割と名称を変更いたします。

環境性能割の課税標準は取得価格で、非課税となる免税点は50万円、税率は非課税、1%、2%、3%の4段階となっておりますが、当分の間、資料の下記の表のとおり、軽減特例措置が設けられております。

なお、この環境性能割は当分の間、北海道が徴収し、市町村に納付するものとし、市町村はその徴収取扱費を北海道へ交付するものとなっております。

施行日は平成29年4月1日としております。

次に、3ページ、5点目の軽自動車税におけるグリーン化特例の延長についてですが、これは平成28年度からグリーン化特例が始まっていますが、その適用対象車両は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号指定を受けた車両となっておりますので、今回の改正で1年延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初回車両番号指定を受けた車両について、平成29年度からグリーン化特例による軽減の対象とする改正となっております。

資料には、その場合の75%軽減、50%軽減、25%軽減のそれぞれの税率を載せておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

なお、施行日は、平成29年4月1日としております。

次に、資料の4ページをお開きください。

6点目の延滞金の計算期間の見直しについてですが、これは住民税等に係る延滞金について、一度減額更正を行ったのちに、増額の更正、または増額の修正申告を行った場合には、一度目の職権修正の誤りは、課税庁側に帰責事由があるものとして、増額更正、または減額修正申告までの期間を延滞金の計算期間から除く措置で、平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞金、または同日以後に申告書の提出期限が到来する地方税について適用することとしています。

なお、施行日は、平成29年1月1日としております。

次に、大きな2番目、第2条改正で、村税条例等の一部を改正する条例の一部改正関係ですが、これは先ほどの第1条改正中、現行の軽自動車税の種別割への名称変更や、税率

区分が変更されることに伴い、平成26年6月定例会において改正した平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた車両について、新税率適用の対象外とする附則第6条の改正となっております。

なお、施行日は、平成29年4月1日としております。

次に、第3条改正では、第2条改正と同様、第1条改正中、延滞金の計算期間に関する第19条の改正に伴い、平成27年12月定例会において改正したたばこ税に関する経過措置を規定した附則第4条の一部を改正する必要があることによる改正であります。

なお、施行日は、平成29年1月1日としております。

今、改正の概要について説明いたしました。そのほか、関係法令等の改正に伴う参照条項の改正のほか、文言修正等などの改正を併せて行っております。

資料の5ページから34ページについては、新旧対照表を貼付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** たくさんの税条例の改正の提案でございます。

提案理由の説明を終わらせていただきたいと思います。

議案第54号に対する質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** そしたら1点だけちょっと教えてほしいのですが、今、議案関係資料に基づいてそれぞれ説明受けたところですが、1ページの(2)の個人住民税における特定一般用薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の関係なのですが、スイッチOTC薬の購入費用ということでここに明示してありますけれども、ちょっと一般人に、医療用から転用された医薬品と書いてあるのですが、もっとわかりやすく言えば、こういう医薬品ですよということで、もしわかれば教えていただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎住民課長。

**○住民課長（山崎恵司君）** まず、このスイッチOTC薬なのですが、実際に私も、そのもととして薬局で見たことがないというのが実際です。

ただ、かなりの数の医薬品が医療用から一般の薬局で買うことができる医薬品に転用されているようです。

このスイッチOTCというこのスイッチというのが、つまり医療用で使われていたものが一般の個々が薬局に行って、その医薬品を買うことで治療予防等に資することができる薬品という扱いになっています。

恐らく皆さんがご存じだろうというふうに思われるもので、一般でも、テレビなどでもコマーシャルが出ていますので、例えば、ロキソニンと言われる解熱剤及び鎮痛剤。

これらも元々医療用であったものが、一般薬局で購入することができる医薬品と。

そういったものがかなりの数、もう公表されています。

ですが、今の段階で、ちょっと僕もそれを実際手に取って見ていないので何とも言えないのですが、実際にはこの制度が始まる前に、スイッチOTC薬であるという表示をその医薬品に対してするということになっているようです。

特定のそのマークというか。

つまり、税控除の対象になる医薬品ですよということになっているようですので、今後

それが薬局等で目に触れる機会が多くなるのではないかなど。

この対象が平成29年の、来年の1月1日以降。

当然、医療控除については、平成29年分の収入に関する確定申告時にそれを使うということになりますので。

住民税は、ということは、平成29年の所得ですから平成30年度の住民税ということになりますので。

そういった形で個々が判断をして、そのOTC薬を購入した場合に、その領収書等を保管しておくというような流れになるのかなということでございます。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** それでは今の質問にちょっと関連して、このスイッチOTC薬の購入をまず推進するような方向性だということでの理解しております。

最後のこの説明の中で、医療費控除との重複で適用できないということなのですが、これ例えば、安いスイッチOTC薬の購入を勧めていたところ、別の例えば、病院にかかる高額医療というか、医療費が余計にかかったときに、通常であれば、わかりますかね。

要するに、スイッチOTC薬を一生懸命買おうと思って、何らかの体調の不良があって、買っている中で、結果として、本来であれば病院からもらった方が医療費全体としての適用になるはずが適用にならなくなったというようなケースって考えられるのでしょうか。

ちょっと言っている意味わかりますかね。

一生懸命安くしようと思ったことが、結果的に自分に不利益になるというような。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎住民課長。

**○住民課長（山崎恵司君）** ご質問の趣旨はよくわかります。

そのことを起因として、結果的に病院にまたかかるような形になってしまったと。

経過としては、病院で最初から診療を受けていれば良かったねという話もあるのではないかなという。

当然結果としてそういうことになることが絶対ないということは当然ないだろうというふうに想定します。

ただ、このスイッチOTC薬というのが、医療費の抑制にも寄与するという事で国も勧めているという考え方でございます。

例えば、予防のための、さっきロキソニンの話をしましたけれども、例えば、湿布薬等についても該当になる薬品がございます。

例えば、そのことが筋肉痛等あって、それがすぐ病院にかかるということではなくて、ご自分でそういった薬品を選んで、そのことで自前の治療をするということも当然あるわけで、そういった場合については医療費にかかる分が、その分減るということもありますので。

結果としてそのことが遅らせるという可能性は、診療にかかることを遅らせるという可能性はあるかもしれませんが、基本的には薬局で対面で薬を買うわけで、そのときに、当然必要な注意事項については薬局からの説明をきちんと受けるということが基本的な購入の方法だというふうに考えますので、そういったことを可能性としてはあるかもわかりませんが、国の方針としては、医療費を減らす、自分で自分の身を予防するというような趣旨からこの医薬品を控除の対象にしたというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

議案第54号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第54号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第15 議案第55号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第15、議案第55号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、所得税法等の一部を改正する法律が公布されことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは補足して説明させていただきます。

黒ナンバー11番、議案関係資料の35ページをお開きください。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表により説明をさせていただきます。

今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、先ほど決定いただきました村税条例等の一部改正の中で説明させていただいたとおり、村民税で分離課税されることとなった外国居住者等に係る特例適用利子及び特例適用配当等の額について、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとなったことによるものであります。

資料の附則の第11項の次に、第12項として、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例についてを加え、第13項として、特例適用配当に係る国民健康保険税の課税の特例について加え、改正前の第12項と第13項について、それぞれ繰り下げをするものであります。

施行日についてですが、本改正条例は、平成29年1月1日から施行となります。  
以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。  
議案第55号に対する質疑を行います。  
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。  
議案第55号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

議案第55号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第56号 中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第17 議案第57号 中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（高橋和雄君） 日程第16、議案第56号、中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17、議案第57号、中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、婚姻歴の有無によって生じるひとり親世帯の保育料負担額の公平化を図るため、婚姻歴のないひとり親世帯からの申請に基づき、保育料算定に、みなし寡婦（夫）控除を適用することで、保育料負担額を軽減しようとするものです。

この、みなし寡婦（夫）控除の適用を可能とするため、現行条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー11番、議案関係資料の37ページをお開きください。

今回改正いたします具体的な内容について、条例の改正概要を使って説明させていただきます。

きたいと思います。

今回の改正は、婚姻歴の有無により生じるひとり親世帯の保育料負担を平準化するとともに、婚姻歴のないひとり親世帯に係る保育料の負担軽減を目的として、申請に基づき、みなし寡婦（夫）控除の適用を可能とするため、保育所条例の一部を改正し、新たな村単独施策として実施するものであります。

税法上、寡婦（夫）控除を受けられる方と受けられない方との違いにつきましては、所得控除並びに税額控除を解説する資料中段の吹き出しの部分になりますけれども、左側寡婦（夫）控除26万円、または特定寡婦（夫）控除30万円は、合計所得から差し引かれる所得控除で、右側の調整控除は、税額から差し引かれる税額控除となります。

この控除の有無により、保育料の負担額に違いが生じております。

中段以下、左側の表は、母親と2歳児の家庭で、年間収入300万円の場合を例に、寡婦（夫）控除対象者と控除対象外である場合の各種控除額などを示したものとなっておりますが、結婚歴のないひとり親世帯の特定寡婦（夫）控除は、現行0円、これを30万円に。

調整控除は、現行2,500円、これを5,000円に。

寡婦（夫）控除対象者と同等まで引き上げるみなし寡婦（夫）控除を保育料算定において適用しようとするものであります。

結果につきましては、表下段、保育料欄に記載するとおり、ひとり親世帯等を対象として設定している第4階層の月額1万円が、第3階層の月額5,500円まで負担軽減されることとなります。

なお、右側の表は、年間収入400万円で、住民税所得割額が7万7,101円以上となる家庭の例であります。ひとり親家庭であっても一般世帯と同様の保育料基準額表により負担いただくものであります。こちらも第5階層であったものが、第4階層まで、月額1万5,000円の負担減となることを例示したものであります。

条例の改正内容は、同資料の38ページ、39ページ、こちらに、内容は同じであります。新旧対照表を掲載しており、右側、改正後の別表1中、備考1へ追加する尚書き以降、下線の条文となります。この内容につきましては、結婚歴に関する政令での定め、税法上の寡婦（夫）の規定や控除額などによる関係法令を整理しているほか、みなし寡婦（夫）控除の適用後の所得割額に応じ、階層区分を認定する旨を条文に加え、公布の日から施行しようとするものであります。

この後、広報による住民周知を行い、対象となる世帯から申請があった場合に必要な調査等を行わせていただいた上で、すでに通園する児童がいる場合においては、申請のあった翌月分の保育料からみなし寡婦（夫）控除を適用してまいります。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

これから2件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 今説明ありました、中札内保育所条例の一部を改正する条例については、私の一般質問に答えてこの条例改正ということで、私としては大変うれしく思っております。

そこで、ここにも計算にあるように、300万円の収入の方、400万円の収入の方の

対照表が出ておりましたけれども、本当に大きな保育料の差が出てきたなということがわかって、本当にひとり親、婚姻歴のないひとり親の人にも本当に保育料が軽減されて助かることではないかというように理解いたしました。

そこで、今、周知方法について、広報で周知をして、それで申請によってということになるというようなご説明がありましたけれども、この広報のみでの周知でいいのかどうかということ。

また、このことについては、プライバシーにも関係するので慎重に行わなければならないというように考えておりますけれども、それと同時に、9月が保育料の算定月と伺っておりますので、その時間がすごく短いように私は感じるのですけれども、そういったときの、申請が遅れたとき。

周知をしたけれども知ることができなくて申請が遅れたりなんかしたときには、その保育料の算定はその時点で行うのか。

それとも遡って、改正をした9月にするのか。

その2点をお伺いいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** ただいまのご質問ですけども、先の一般質問の回答でも申し上げたとおり、やはりプライバシーにかかわることというのもありまして、こちらの方では個別の周知はするつもりはございません。

広報で掲載して、それに基づいて個人から申請いただくというのが通例かなというふうに思っております。

また、9月の算定月の絡みですけども、こちらにつきましては、今入園されていない方を新たに算定する場合は9月から適用ということになりますけども、若干説明不足だったかもしれないのですが、今入園されている子どもさんについては、申請いただいた翌月分からこれの対象にしたいということで今のところ考えております。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは1点教えていただきたいと思います。

執行状況でも報告ありましたけども、村の単独施策ということでやりますよということなのですが、十勝全部の町村というのかな、当然調べられているというふうに思いますので、そこら辺の実施状況について教えていただきたいなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** 直近の状況については、申しわけないのですが承知しておりません。

ただ、帯広市はすでに始めております。

これが、先月あたり、振興局の方で調査ありまして、それをもとに、調査結果来るかなと思って待っていたのですが、それがまだ届いていないのが実情です。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** その住民への周知ということで、先ほどプライバシーの問題から、個別の案内はする考えはないということだったのですけれども、非常にいい制度、村単独施策ということで、本当に大変な思いしている村民を救う素晴らしい施策だというふうに私も受け止めておりまして、なので、この制度、せっかくつくった以上は、個別の案内と

いうのは難しいとは思うのですけれども、例えば、保育所のクラス別の案内だとか、そういったものをしっかり組織として一体となってやっぱり、もっと優しい噛み砕いた言葉で伝えるだとか、広報ではやっぱり、あまり噛み砕いた書き方ができないような面も、保育所の通信等であれば、そういったこともできると思いますので、ぜひ、いろんな機会を通じて、対象者は利用できるような形に、ちょっと広報徹底してほしいなというふうに考えていますがいかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 方法につきましてはこの後検討してまいりたいと思います。

第1に、広報により周知を考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わりたいというふうに思います。

議案第56号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第56号、中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第57号、中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第18 議案第58号 中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第18、議案第58号、中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いいたします。

(田村光義村長登壇)

**○村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、村営住宅入居者のみなし寡婦（夫）に係る家賃算定の取り扱いについて、公営住宅法施行令の一部改正の施行を受けて、条例の適用を定めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を、火山副村長、お願いをいたします。

**○副村長（火山敏光君）** それでは、補足説明をさせていただきます。

執行状況にも書かせていただきましたが、公営住宅法については、入居者の収入上の算定上、非婚の母または父についても、寡婦控除または寡夫、こちらの方は夫でございますけれども、控除の対象とすることについて、平成27年中に必要な措置を講じるとして、公営住宅法施行令の一部を改正する政令が、平成27年10月16日に公布、本年10月1日から施行されることになっております。

この公営住宅法施行令の一部改正では、家賃の算定基礎となる収入の計算に係る経過措置が設けられ、政令施行日後においても、現在すでに入居する者の家賃の算定の基礎となる収入の計算については、平成29年3月31日までは、なお従前の例によるとされたところでございます。

これで言いますと、新たに入る人は適用になるけれども、今入っている人は適用にならないということになりますので、村といたしましては、政令で定める経過措置を特例措置により適用せず、現在入居している者についても、10月1日から家賃の算定基礎となる収入の計算に寡婦（夫）控除を適用し、家賃の再算定を行おうとするものでございます。

なお、申請等内容については、先ほどの保育料の改正と同じ内容でございますが、ただ、計算過程は保育料とは根本的に、保育料は住民税でございます、こちらは所得税でございますので、そこが違いますことは承知置きをいただきたいと思います。

議案書の28ページをお開きいただきたいと思います。前段ご説明をさせていただきました特例措置を附則に定めて、改正後の条例の施行期日を10月1日からと定めるものでございます。

なお、参考に申し上げますと、現在、寡婦（夫）控除等が適用になっていない場合で、所得額、これは給与所得控除後の額でございますが、この場合が、250万円、扶養家族が小学生以下二人の場合は、家賃算定上の収入階層はB4で、現在の家賃は3万7,700円でございます。

これが適用になりますと、家賃算定上の収入階層はB1に下がります。家賃額は2万5,500円、差し引き1万2,200円家賃が下がるということでございます。

今後、取扱いについては、別途要項を定めまして、貼付書類としては戸籍謄本あるいは特別扶養手当の認定書等について、きちっとした根拠が確認できるような書類をいただきたいと思います。

ただ、現在のところの想定でございますが、今のところの想定では、今の入居者の中には対象者はいないものというふうに見込んでございます。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第58号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。  
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) ないようですので、質疑を終わらせていただきます。  
議案第58号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
議案第58号、中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。  
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

- ◎日程第19 議案第59号 平成28年度中札内村一般会計補正予算について
- ◎日程第20 議案第60号 平成28年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
- ◎日程第21 議案第61号 平成28年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
- ◎日程第22 議案第62号 平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第19、議案第59号、平成28年度中札内村一般会計補正予算について、日程第20、議案第60号、平成28年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について、日程第21、議案第61号、平成28年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第22、議案第62号、平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についての4件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ9,037万9,000円を追加し、総額を45億8,533万7,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ637万1,000円を追加し、総額を6億2,107万5,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会の総額に、それぞれ1,120万5,000円を追加し、総額を2億6,423万9,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ

1万3,000円を追加し、総額を1億2,974万9,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明が長くなるようでございますので、ちょっと時間が早いのですが、午前中の審議は終了させていただきまして、午後1時から再開をさせていただきますということでございますが、よろしいでしょうか。

そうさせていただきますというふうに思います。

議事を終了して、午後1時から再開させていただきます。

よろしく願いをいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

**○議長（高橋和雄君）** 1時になりました。

午前中の審議に引き続き、会議を開きたいと思えます。

日程第19、議案第59号、60、61、62号の説明が終わりましたが、補足説明がまだ終わっておりませんので、補足説明から始めさせていただきますと思えます。

それでは、最初に、阿部総務課長、お願いをいたします。

**○総務課長（阿部雅行君）** 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、一般会計補正予算書、まず23ページをお開きください。

給与費明細書ですが、今回の補正の人件費について、一般会計では、5月退職者に伴う減額と、6月の人事異動に伴う組替えなどを行っております。

共済費についても、同様の理由で調整しております。

また、簡易水道事業特別会計についても同様ですので、簡易水道での補足説明は省略させていただきます。

それでは、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に關係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

11ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、説明欄、公有財産購入費981万円の追加は、大通南3丁目駐車場用地476.03平方メートルを購入しようとするのと、今後の土地事情を考慮して、西1条南3丁目595.04平方メートルの購入費を計上しております。

取得価格につきましては、近傍類似区画を参考としております。

次に、13ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障がい者福祉費、説明欄、日中一時支援事業委託548万5,000円の追加は、利用者の増加により追加を行うものです。

同じく、6目社会福祉医療費、説明欄、扶助費、ひとり親医療費69万4,000円の追加は、入院者など増加に伴い追加するもので、特定財源として、道補助金、ひとり親医療費補助金医療費分4万2,000円と、諸収入として、高額療養費ひとり親分56万5,000円を追加しております。

次に、14ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄、帯広

厚生病院運営費補助金105万円の減額は、特別交付税制度改正に伴う補助金の減額によるものです。

4目健康づくり推進費、説明欄、保健センター屋上防水改修工事379万2,000円の追加は、当初予算に対して、屋上笠木腐食対策の防水処理の追加と、下地調整費の増額により追加を行い、工事発注をしようとするものです。

次に、15ページ、6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄、産地パワーアップ事業補助金3,000万円の追加は、リース方式による枝豆ハーベスタ1台導入に対する補助金で、特定財源として、同額、北海道補助金を追加しております。

16ページをお開きください。

3項畜産費、3目牧場費、説明欄、牧場設計委託1,084万3,000円の追加は、来年度、大規模草地育成牧場牛舎新築に向けて実施設計を行おうとするものです。

4項林業費、3目村有林管理費、説明欄、村有林支障木伐採委託97万2,000円の追加と、その下の村有林抜根等工事314万3,000円の追加は、村有林と民地との境界確定による立木の伐採と抜根等の工事を行うものです。

18ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、4目道路改修費、説明欄、道路改良舗装工事180万円の追加は、ときわ野第4次分譲地造成団地内道路改良舗装工事の設計変更に伴い追加するものです。

5項住宅費、4目公営住宅建設費、説明欄、公営住宅建設工事1,250万円の追加は、今年度、まちなか団地を建設する予算を見ておりましたが、積算単価の上昇、冬期間施工養生費などの増加により、追加を行い、工事発注するものです。

19ページ、10款教育費、3項小学校費、1目学校管理費、説明欄、修繕料103万7,000円の追加は、経年劣化による機械室給湯配管修繕と、屋外排水桝の更新を行うものです。

20ページをお開きください。

4項中学校費、1目学校管理費、説明欄、グラウンド滞水対策整備工事170万円の追加は、グラウンドの雨水が体育館側に流れ、床下換気口から流入することから、雨水を浸透処理するための路盤改良工事を行おうとするものです。

22ページ、5項社会教育費、4目文化創造センター管理費、説明欄、屋上防水補修工事402万4,000円の追加は、天井からの雨漏りが発生して、屋上の一部を改めて防水施工しようとする追加するものです。

戻っていただきまして、8ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

9款地方交付税の普通交付税468万1,000円の追加ですが、交付額の決定により、今回の補正の財源として必要な額を追加するものです。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、説明欄、医療施設等施設整備費補助金1,947万7,000円の減額は、診療所にスプリンクラーを設置する補助金で、国庫補助金が北海道を経由して交付されることから、道補助金に組替えをするものです。

次に、9ページ、15款財産収入、宅地分譲地売払1,235万7,000円の追加は、ノースヴィレッジ興農2区画、ときわ野1区画の売買と、興農区の旧農業改良普及センター職員住宅跡地の売払いにより追加を行うものです。

次に、18款繰越金、5,535万3,000円の追加ですが、決算剰余金見込額から地方財政法に基づく基金繰入額を除いた額を追加するものです。

5ページをお開きください。

第2表の地方債の補正ですが、臨時財政対策債発行可能額の確定により、限度額1億2,600万円を1億1,201万8,000円に変更するものです。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、山崎住民課長、お願いします。

**○住民課長（山崎恵司君）** 黒ナンバー8番、国民健康保険特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

4款、1目前期高齢者納付金、説明欄の1万4,000円の追加につきましては、平成28年度納付金の決定に伴うもので、その下段、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金の説明欄、過誤納還付金10万円の追加ですが、これは遡って、国保資格の異動があったことなどにより、国保税の還付を行ったところ、今後の予算に不足を生じる可能性があることから、追加しようとするものであります。

次にその下段、3目償還金の説明欄、精算返還金625万7,000円の追加ですが、これは平成27年度の療養給付費等負担金及び退職者医療に係る療養給付費交付金、特定検診等負担金の額が確定し、精算による返還が発生しましたので、追加しようとするものであります。

次に、歳入ですが、上のページ、6ページですが、9款繰越金です。

平成27年度の決算認定はまだ終えておりませんが、見込むことは可能ですので、歳出に見合う額として、637万1,000円を追加し、調整するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長、お願いします。

**○福祉課長（高島啓至君）** 黒ナンバー9番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただきたいと思っております。

まず、歳出から説明いたします。

補正予算書の8ページをお開きください。

上段、1款総務費、一般管理費の委託料、説明欄、介護保険システム更新委託457万円の追加は、移行年限を平成29年4月までとされる介護予防日常生活支援総合事業に必要なシステム改修を行うもので、介護サービス事業所の情報処理、受給者の管理、介護保険による給付処理などの機能を追加するものであります。

9ページ下段、4款地域支援事業費、包括的支援任意事業費の委託料、説明欄、生活支援体制整備事業委託269万4,000円の追加ですが、介護保険法の改正に伴い、新たに追加された生活支援体制整備事業として、担い手となるコーディネーターの配置並びに協議会を設置し、地域の支え合い体制づくりを具体化するため検討を進めることとなります。

現在のところ、相手方との協議を進めているところでありますが、本村においては、社会福祉協議会へ事業委託により、生活支援コーディネーターを配置いただき、本年10月からの事業開始を予定しているところです。

続いて、10ページ中段、7款諸支出金、償還金利子及び割引料、説明欄、国庫支出金等返還金313万1,000円の追加ですが、内訳は、平成27年度介護給付費負担金の額確定によるもので、国費、道費、支払基金交付金をそれぞれ精算し、閉款するものであ

ります。

下段、一般会計繰出金81万円の追加は、平成27年度介護給付費負担金及び地域支援事業分の繰出額を精算し、村の一般会計へ返還するものであります。

次に、歳出予算の財源となります歳入を説明させていただきます。

補正予算書の6ページまでお戻りください。

上段、1款、1項介護保険料、滞納繰越分14万6,000円は、平成27年度における保険料未納額が確定いたしましたので、過年度の滞納繰越額として、予算計上するものです。

中段、3款国庫支出金、地域支援事業費交付金、現年度分28万6,000円の追加。

その下、4款道支出金、地域支援事業交付金、現年度分189万円の追加。

下段、5款支払基金交付金、地域支援事業費交付金、現年度分3万7,000円の追加であります。当初予算において、交付金の負担割合が確定しておらず、国庫補助金のみで見込んでいた認知症施策推進事業の交付額を配分調整するほか、先ほど歳出で説明いたしました生活支援体制整備事業による生活支援コーディネーター配置に係る事業費分の交付見込み額を調整し、それぞれ追加するものであります。

続いて、7ページ上段の7款繰入金、一般会計繰入金の2節から4節に係る繰入金の増額は、歳出側の地域支援事業費の追加並びに歳入側の地域支援事業費交付金の追加調整に伴い、一般会計からの繰入額を目的別に調整し、追加するものであります。

7ページ下段をご覧くださいと思います。

8款繰越金は、平成27年度の収支決算により、繰越額の確定見込みにより527万7,000円を追加するものであります。

その上、介護保険事業基金繰入金につきましては、147万1,000円を減額、848万8,000円の繰り入れを行うことで、介護保険特別会計全体の財源調整を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 最後に、簡易水道事業特別会計について。

水道の関係は人件費の件なので、最初に説明したとおり省略させていただきたいということです。

これで提案理由の説明が終わりました。

これから4件を一括して質疑を行いたいと思います。

質疑を出してください。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは何点かお聞きをしたいというふうに思います。

一般会計の補正予算の関係ですが、14ページの工事請負費、保健センター管理費です。

保健センター屋上防水改修工事ということで、入札が不調に終わった分だというふうに思いますが、恐らく予算が足りないから追加ということなのですけども、不調の理由というのか、不調に至った理由ということで追加補正するのですが、その主な内容についてお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、16ページの中段よりちょっと下になります村有林整備工事62万3,000円の追加ということでございますが、当初の計画に基づいて、それぞれ工事を進めているかというふうに思いますが、今の段階として、62万3,000円という追加は何のため、追加するのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

それから、18ページ、土木費の関係で、道路改良舗装工事180万円、あるいは、その下の公営住宅建設工事1,250万円ということですが、ときわ野の道路の設計変更ということで180万円追加するという説明でございましたが、どの辺を設計変更するのか、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、まちなかの公営住宅、単価上昇、冬期の関係で上昇ということで、これ見ると1割弱ぐらいですか、かなりの額、補正出ているのですね。

そんなに上げないとなかなか工事がならないのかなという気がしますので、そこら辺の経過等についてお聞きをしたいというふうに思います。

それから、19ページの教育費、スケートリンク造成補助金35万円の追加ということですが、追加の理由をお知らせください。

とりあえず、その何点か教えていただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 最初に、高島福祉課長、お願いします。

**○福祉課長（高島啓至君）** 1点目の保健センターの屋上の防水工事の関係です。

先ほども総務課長の方から若干説明したのですが、防水処理加工を行う以前の下地の処理調整費というのを、若干甘く見過ぎていたことによるのが大きな要因であります。

それに加えて、既存の金属部分の腐食対策、そういうものを若干追加させていただいて、この金額まで補正させていただいております。

**○議長（高橋和雄君）** 成沢産業課長、お願いします。

**○産業課長（成沢雄治君）** 村有林整備工事の62万3,000円の追加分につきましては、当初予算につきましては、北海道造林事業標準単価に基づいて予算をしておりますが、平成28年度、労務単価の改正に伴いまして、追加になります。

労務単価が、植栽費で1,100円、そのほかの工事につきましては、1,300円がアップしているということで、設計単価のアップということになってございます。

**○議長（高橋和雄君）** 火山副村長、お願いします。

**○副村長（火山敏光君）** それでは、私の方で、まず道路の補正の関係でございます。

現在、ときわ野第4次分譲地の造成をやってございますけれども、そこに木を植える予定なのですが、ちょっと最初の積算では、吹付芝を予定していたのですが、吹付芝の場合は、先に吹付をして、ちょっと期間が必要になるものですから、その中で、そこに木を植えるとなりますと、その木を植えるまでの時間の調整がなかなかうまくいかないということで、せっかく芝生を植えるわけですから、それであれば吹付でなくて、張芝にすることによって、その辺の調整がうまく整理ができるということでございますので、工事の内容を変更させていただくものでございます。

また、一部はときわ野第3次分譲地のところの木がちょっと枯れていまして、見ますと桜なので、桜が良かったかなという反省もありますが、そこもこれに合わせて捕植をさせていただきたいということで、この金額の設計になっております。

もう1点、まちなか公営住宅の関係でございますが、おっしゃるとおり、ちょっと金額が多額になっております。

一つの要因としては、設計段階、2月の設計単価ですが、その後に、基準単価、賃金、あるいは資材等いわゆる施工単価が7%ほど上昇しておりました。

今回、その設計の中で、何とか調整できないかなということでやっていたのですが、はるかにちょっとその金額がオーバーしているということと、それと、あの場所がちょっと低くて、あまり掘り下げると、過去の反省もありますから、下に支持基盤を入れて、コン

クリート基盤を入れて、あまり建物を低くしないということのこの対策を講じるため等諸々含めまして、今回の金額を追加させていただくということでございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 上札内小学校に対しますスケートリンク造成補助金の追加35万円ですけれども、現在保有しております車両が使用不能に陥ったということで、新たに中古車両を購入して、除雪のための排土板の取付け、あるいは、一部の部品交換などを行う費用として35万円を追加しようとするものでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そうしますと、村有林整備の関係は、道の造林事業補助金かな、聞いていると、その労務単価が上がったからということなのですけれども、改定しなくてもやれるような気がするのですけれども、その辺は上げないといろんな支障があるのでしょうかね。

その辺をちょっと補足をしていただきたいなというふうに思います。

それと、21ページの社会教育費の関係ですが、札内川運動公園のパークゴルフ場、昨年も水道の関係、かなり出ない時期がありまして、議場でも私も発言した記憶があるのですが、今回、台風10号により、しばらくの間水道は使用できないというこんなことの貼り紙してあるのですね。

しばらくということはずっとなのかなと思って、お年寄りや何か結構あそこで健康増進のためにやっているものですから。

それで、何のために水出なくなったのかなということと、恐らく水に浸かったのかな。

新しい機械を今年の春入れたと思うのですけど、そうだとすれば早急に直す中で対応すれば、また水が出るという関係になるのかなという気がしますので、そこら辺の状況をお聞きをしたいなというふうに思います。

それと、中札内交流の杜のサッカーのネットかな、木が倒れて、今もなお鉄骨がそのままになっていますけれども、それはここの修繕料39万8,000円というその中に入っていることなんでしょうか。

その辺をお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 村有林整備工事なのですが、現在、植栽、下刈り、特殊地拵えの三つについては、工事を発注もしくは終わっている状況にあります。

さらにそれから、間伐と準備地拵えが発注を行う予定をしておりますが、今までの発注とこれからの設計分を差し引いたところ、この62万3,000円が足りないということで、今回の補正というふうになってございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 総合運動公園のテニスコート横のポンプ室なのですが、地下のピットになっておりまして、高水敷まで水が来る恐れがあるということで、水が入り込む前にポンプを一旦上に引き上げております。

ピットの水が引いた段階で、またポンプを戻して使用をしていただくということで、現在ご不便をおかけしていますけれども、ピット内の水が引いた段階でまた元に戻してポンプを使用したいということで、修繕の必要はございません。

そういう理由で、ポンプを引き上げたことによって現在使えないということでもあります。

それから交流の杜のネットにつきましては、今回の補正予算には入っておりません、村政執行状況報告にもありましたように、この後の補正予算で追加計上したいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） パーク場のその水道の関係ですけども、現在としてはもう水引いたような感じもしないわけではないのですが、前の例からいくと、先ほども申し上げたとおり、しばらくの間ということで、今年は水出ないのかなという気がしますので。

そんなようなことで、お年寄りがみんな使っているの、随時見ながら、そのポンプが使えるとしたら、速やかに原形復旧をする中で、水出るようなことに、もう川も落ち着いてきているというふうに思いますのでできるのではないかなというふうに思いますので、この際、いつごろその辺の対応ができるのか聞いておきたいなというふうに思います。

それと村有林の関係、何かしつこいようですけども、その辺の単価を上げなくても、実質は森林組合で随意契約やっているとと思うのですが、あまりその辺にこだわらなくても、追加補正しなくても執行できるような気がするのですが、そこら辺の考え方について、もう一度伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） まず、執行にあたってなのですが、村有林の設計をするためには、基準となるものが必要となります。

その基準となるものについては、北海道の造林事業の標準単価をもとに算定しております。

今後、労務単価の値上げに伴って、残り分の間伐、さらに準備地拵えの設計をするところ、現在の予算では足りないということになってございますので、追加の補正ということになってございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 地下のポンプ室の水が引いた段階で、状況見ながら、引いた段階で下せるようになりましてただちに下して使用を再開したいと考えております。

それまではご不便をおかけしますが、水筒などの持参で対応いただければと思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問ございませんか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 16ページの牧場設計委託料ですか、これ、多分増頭対策に関しての牛舎新築ということで先ほど説明があったわけですけども、既存の施設の拡張ではなくて、新たな場所に新築ということで建てられるということで理解をさせていただきか。

それとあと、どのぐらいの増頭分を見込んでの建物なのかをちょっと説明いただきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 新たな新築ということで、場所も別に新築をする予定を考えてございます。

場所につきましては、今のところ、大規模草地の舎飼いある東側を想定をしているところでございます。

規模につきましては240頭規模ということでの、今積算をする予定になってございま

す。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは、3点ほど確認させていただきます。

16ページ、商工観光費の印刷製本費が予算で計上されておりますが、こちらの、何か既存の観光資料の増刷なのか、それとも新たに何かそういった観光資料を作成されるのかのちょっと確認をさせてください。

それと2点目、19ページ、消防費。

こちらの食料費が予算計上されておりますが、これの具体的な内容を確認いたします。

もう一つ、20ページの教育費のグラウンド滞水対策整備工事なのですが、これはグラウンドに溜まった水が体育館の方に流れ込むというような話でしたでしょうか。

これはもともとそういった課題があって、今回いよいよもって予算計上されたのか、それとも一連の台風等の影響で、大変な大雨が降るとこのような状況が発生が確認されて予算計上されたものなのか。

その辺の経緯、ご説明いただけたらと思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 印刷製本費の21万6,000円につきましては、既存の観光パンフレットを6,000部増刷するというところでございます。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 食料費38万5,000円の追加につきましては、非常用食料につきましては、春に九州の方に送っておりますので、今は食料の在庫はございませんので、当初予算プラス、ここで購入して非常用に備えるものとしております。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 中学校の体育館の西側のグラウンドの角がですね、過去よりも排水性が悪くなりまして、そのことによって、短時間雨量がそう多くなくても体育館の基礎のところまで水が溜まるような状況に、今年の春からなっております。

それで、一時的には通気口の下部の方ですね、通気口が壊れますと下部の方2センチメートルぐらいまで被ることもあって、幸い床下浸水までは至ってないのですが、可能性があるということで、今回の台風の前に土嚢を詰めて、その恐れがないように対策はしたのですが、このままにしておくわけにはいかないということで、施設課とも協議させていただいて、排水性向上のために、排水性のよい路盤に改良する、ポーリングのように穴を開けたり、路盤に大きな砂利などを入れて排水を良くするという対策でやってみたいということで。

数年前はこんなことはなかったのですが、今年の春からそういった状況になったということで、急遽補正対応でさせていただきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） それでは、2点ほどお伺いいたします。

22ページの文化創造センターの屋上の雨漏りに対する補修で402万4,000円が計上されておりますけれども、これは今回の大雨、台風によって発生した屋上からの雨漏りなのか、以前もこのようなことがちょこちょこあったのか。

それで、箇所としては1カ所だけなのかなど。

私も今回、文化センターに何回か行く機会がありまして、本当に雨漏りするところにバケツが置いてあったりという状況は確認しておりますけれども、その今回の一過性の雨漏りなのか、それとも、今までは全然なかったのだけど発生したという状況なのかということを知りたいことと、この建物はもう築20年ぐらい経っているというようにお聞きしましたけれども、たまたまやはりこうやって雨漏りが出てくるということは、全体的な見直しも必要で、修理も必要になってくるのではないかなというように考えておりますけれども、そのような考え方があるのかどうかをお聞きいたします。

それともう1点ですけれども、介護保険特別会計のところ、先ほどの説明がありました9ページの包括支援任意事業費ということで269万4,000円が計上されておりますけれども、この支援体制事業を委託するところは社協だという説明があったかなと思っておりますけれども、どのような内容で委託をするのか。

この支援事業は、介護認定を受けた人たちの、介護認定1から2を想定して多分支援事業を行うのではないかなと思っておりますけれども、そういう認識でいいのかどうかと事業内容です。

それをお聞きいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 屋上からの雨漏りについては、今回の台風とは直接関係ないと考えておまして、箇所数、発見しているところだけで6カ所ございます。

今年に入って図書館、それからご覧になられましたバケツを置いてあるギャラリー、文化創造センターの東側の出入口付近、それから教育長室、複数も含めまして6カ所ございます。

応急的に、その雨漏りのしているところについては、急いで直したいと考えておりますけれども、ご質問にありましたように、築20年目に入っております、全体的に同じような状況になっているのかなということが想像できますので、専門業者のご意見も参考にしながら、今後、来年度に向けて、まちづくり計画のローリングの中で協議をしていきたいと教育委員会としては考えております。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長、お願いします。

**○福祉課長（高島啓至君）** 生活支援体制整備事業委託ですけれども、この金額の内訳としては、主に職員人件費になります。

やっていただきたい内容、これは委託をしてから徐々に始めていくということなのですが、将来的には地域において、中札内村内において支援体制を構築するというのが全ての目標であります。

細かく言いますと、誰もが集まれる場所をつくっていくですとか、高齢者同士が助け合いをできるそういうシステムをつくるですとか、あとは今既存である社協、NPO、老人クラブ、行政区、それらが一体となってネットワークをつくって幅広いサービスを提供していくという目的があります。

先ほど、議員おっしゃられたとおり、支援1、介護1とかそういうのは全く関係なくて、まだ介護に至らない方も交えてということで、いずれは介護を予防するですとか、介護給付の節減ですとか、介護保険料を抑制するということが大きな目標になっています。

ですので、委託を始めてすぐこれらが開始されるというわけではなくて、うちの村において何が必要かというのを見極めて年数をかけて進めていきたいという考えです。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 文化創造センターの雨漏りの件については、今お聞きした件数だけでも6カ所もあるということは、本当にちよくちよくこういうように補正をして、部分的に直すということでは、ちょっと段々追いつかないのではないかなと思いますので、今言われたように、全体的にどうするかということを進めていくべきではないかなというように思います。

それと今言われました介護保険のことですけれども、私のちょっと認識が違ったかなというように思いました。

それで、この主な費用として、人件費ということが言われましたけども、これ、人件費は一人分として、今言われた内容の事業をその人を中心にいろいろな事業をやっていくことというようにこれから展開していくための人づくりからいろいろな事業内容を計画するというようなことを、この人件費の中で、一人がある程度担っていくということなのか。

この人件費の内訳というか、どういう形で人件費を見積もったのか教えてください。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** 今年度におきましては、村の方としましては委託という形で、お一人に対してでなくて社協でやっていただきたいという思いです。

ですので、職員の人件費に充てるのは社協の方で充てるかもしれないのですが、たまたま当初予算の補助金の中で、職員の人件費が嘱託職員分しか見ていませんでしたので、一応、社協ではそれに充てるということで事業を受けていただく予定になっています。

**○議長（高橋和雄君）** 創造センターの工事の関係はご意見として処理させていただきたいというふうに思います。

よろしいですか。

そのほか、ご質問ありませんか。

なければ終わらせてもらってよろしいですか。

ないようですので、質疑を終わらせていただきたいというふうに思います。

議案第59号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第59号、平成28年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

議案第60号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第60号、平成28年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

議案第61号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第61号、平成28年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

議案第62号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第62号、平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 認定第1号 平成27年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第24 認定第2号 平成27年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第25 認定第3号 平成27年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第26 認定第4号 平成27年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第27 認定第5号 平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第28 認定第6号 平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第29 認定第7号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計決算(打切り決算)認定について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第23、認定第1号から日程第28、認定第6号ま

での平成27年度中札内村各会計歳入歳出決算認定について、日程第29、認定第7号、平成27年度南十勝消防事務組合一般会計決算（打切り決算）認定についての7件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

**○村長（田村光義君）** ただいま、一括上程認定議題に供されました各会計決算の提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

平成27年度の各会計決算がまとまり、監査委員による決算審査も終わりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定をお願いするものです。

また、南十勝消防事務組合一般会計につきましては、消防広域化に伴い、平成28年3月31日で解散しましたので、その打切り決算について、地方自治法施行令第5条第2項の規定により、事務を継承した中札内村において監査委員の審査意見を付し、議会の認定をお願いするものです。

併せて、主要な施策の成果並びに実績報告書、財産調書を提出しておりますので、内容をご精査いただき、認定くださいますよう、よろしくご願ひいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 続いて、監査委員の決算審査意見を求めますが、これをもって今日の審議を終わらせていただきたいと思いますので、ご理解くださいますようお願いをいたします。

それでは、監査委員の決算審査意見を求めます。

木村代表監査委員、お願いをいたします。

（木村誠代表監査委員登壇）

**○代表監査委員（木村誠君）** それでは、平成27年度決算審査のご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度各会計歳入歳出決算審査を終了し、平成28年8月24日、村理事者に決算審査意見書を提出いたしました。

審査期間は、平成28年7月29日に現地調査を行い、8月3日から8月10日までの土、日曜日を除く6日間の日程で行いました。

審査中、輕易な点については各課長を通じ個々に指摘し、改善と対応を求めています。が、決算審査の主な内容はお配りしています決算審査意見書をお読みいただければと思います。

また、本村が加入しておりました南十勝消防事務組合が、平成28年3月31日をもって解散したため、地方自治法第292条の規定により準用する、地方自治法施行令第5条第3項の規定ほか、同令第218条の2の規定に基づき、中札内村に承継された消防団に関する事務の範囲において、審査に付された一般会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書などについて、8月10日に審査を行い、8月24日に村理事者に「決算審査意見書」を提出いたしました。

これの決算審査の主な内容につきましては、南十勝消防事務組合一般会計決算審査意見書をお読みいただければと思います。

以上、監査報告とさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、明日 8 日から 11 日までは、議事の都合により休会とし、12 日午前 10 時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

よって、次回は 12 日午前 10 時から本会議を再開することに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

散会 午後 1 時 55 分